

鳥取県県土整備部県外製品等使用基準

1 目的

鳥取県県土整備部が公共工事で使用する資材は、現場説明書でリサイクル製品及び県内製品を優先使用することと定めているが、単価の上限が明記されていない。環境面及び県内産業振興の観点から、リサイクル製品等の優先使用は必要であるが、過度な保護は、県内市場の競争力を低下させるほか、事業費の圧迫にもつながる。このため、リサイクル製品等の使用限度を定めるもの。

2 定義

(1) リサイクル製品

「県土整備部リサイクル製品使用基準」について（平成14年3月29日付管第4351号土木部長通知）により登録された製品をいう。

(2) リサイクル製品等

リサイクル製品又は県内産製品をいう。

(3) 県外製品

比較する製品と同等規格、同等材質の県外産製品をいう。

(4) 県内製品

比較する製品と同等規格、同等材質の県内産製品をいう。

(5) リサイクル製品県単価

土木工事実施設計単価表のリサイクル製品及び鳥取県新技術・新工法及びリサイクル製品活用システム承認製品の項目に掲載されている単価をいう。

(6) リサイクル製品以外の県単価

土木工事実施設計単価表（リサイクル製品、鳥取県新技術・新工法及びリサイクル製品活用システム承認製品の項目を除く）、（財）建設物価調査会発行の「月刊建設物価」、「建設物価ニュース速報」及び（財）経済調査会発行の「月刊積算資料」、「週刊速報物価版」をいう。

(7) メーカー等

リサイクル製品等を取り扱うメーカー、商社、建設会社等をいう。

(8) 見積単価

メーカー、商社、建設会社等から鳥取県県土整備部設計単価決定要領（平成20年6月25日付第200800050573号県土整備部長通知）に基づき徴収した見積単価をいう。

3 使用基準

(1) リサイクル製品とリサイクル製品以外の製品の価格を比較して、リサイクル製品の価格が3割以上高い場合は、リサイクル製品以外の製品の使用を認める。

(2) 県内製品と県外製品の価格を比較して、県内製品の価格が3割以上高い場合は県外製品の使用を認める。

4 対象工事

本基準施行時点で継続中の工事又は新規発注工事を対象とする。

5 リサイクル製品使用決定方法

(1) メーカー等から技術企画課に価格改正の要望及び見積書の提出があった場合

ア 対象製品

リサイクル製品県単価として掲載されている製品

イ 対応機関

県土整備部技術企画課

ウ 決定方法

次の式に該当するか確認を行う。

$$Y < M \times 1.3$$

Y：メーカー等が要望で提示している見積単価

M：要望があった時点の県内製品見積単価（県内製品見積単価が徴収できない場合は県外製品見積単価）

エ 決定通知

技術企画課はウの式を満たさないことを確認した場合、当該リサイクル製品は使用しない旨の決定を各関係機関に通知する。

通知日以降、新規発注する工事については、現場説明書等に当該リサイクル製品を使用しない旨を明記し、リサイクル製品の設計計上は行わない。

また、通知日時点で継続中の工事においては、請負業者から協議があった場合に限り、当該リサイクル製品以外の製品の使用を認める。ただし、設計図書の条件変更となるため、規格、単価の設計変更を行う。

オ 決定通知の解除

通知したリサイクル製品は土木工事実施設計単価表の全面改正月（以下「全面改正月」という。）毎に技術企画課が調査を行い、ウの式を満足することが確認されれば、解除通知を行う。

ただし、メーカー等により、価格改正の要望があった場合は、全面改正月を待たずに調査を行い、ウの式を満足することが確認できれば、解除通知を行う。

(2) 請負業者から監督員に製品変更の協議があった場合

ア 対象製品

設計計上しているリサイクル製品

イ 対応機関

各工事の監督員

ウ 決定方法

次の式に該当するか確認を行う。

$$K < P \times 1.3$$

K：協議があった時点のリサイクル製品見積単価

P：協議があった時点の県内製品見積単価（県内製品見積単価が徴収できない、又は現場に合わない場合は県外製品見積単価）

監督員は、当該式を満たさないことを確認した場合、当該リサイクル製品以外の製品の使用を認めることとするが、設計図書の条件変更となるため、規格、単価の設計変更を行う。

ただし、市場単価により設計計上しているものについては承諾とし、設計変更は行わない。

6 県内製品使用決定方法

ア 対象製品

リサイクル製品以外の県内製品

ただし、請負業者から監督員に協議があった場合に限る。

イ 対応機関

各工事の監督員

ウ 決定方法

次の式に該当するか確認を行う。

$$H < T \times 1.3$$

H：協議があった時点の県内製品見積単価

T：協議があった時点の県外製品見積単価

監督員は、当該式を満たさないことを確認した場合、県外製品の使用を認めることとする。

なお、リサイクル製品以外の県単価及び市場単価で設計計上している場合は承諾とし、設計変更は行わないが、見積単価により設計計上している場合は規格、単価の設計変更を行う。

附 則

この要領は平成21年1月1日以降施行することとする。